令和５年第９回　東浦町教育委員会定例会議事日程

令和５年９月 26 日(火)　午前９時 30 分

東浦町役場　第１会議室

東浦町民憲章唱和

開　　会

日程第 １　令和５年第８回定例会会議録承認

日程第 ２　議案第 29 号　東浦町中央図書館規則の一部改正について

【生涯学習課】

日程第 ３　教育長報告

日程第 ４　東浦町教育委員会教育長職務代理者の指名について

日程第 ５　教育委員報告　学校訪問（西部中学校・藤江小学校）

日程第 ６　報告第 13 号　東浦町文化協会補助金交付要綱の一部改正について

【生涯学習課】

日程第 ７　報告第 14 号　東浦町中央図書館の指定管理者による管理運営状況の評価について　【生涯学習課】

日程第 ８　報告第 15 号　東浦町教育委員会名義後援について

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 ９　報告第 16 号　指定学校変更許可者について

【学校教育課】

日程第 10　各課報告

閉　　会

時　　分

次回

第 10 回定例会

令和５年 10 月 17 日(火)　午後１時 15 分

場所　東浦町勤労福祉会館　２階　会議室２

自由討議

議案第29号

東浦町中央図書館規則の一部改正について

東浦町中央図書館規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和５年９月26日

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

東浦町中央図書館規則の一部を改正する規則

東浦町中央図書館規則（平成３年東浦町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（**会議室等及び備品**の利用） 第16条　団体で館長が適当と認めるものは、図書館の**会議室等及び備品**を利用することができる。 ２　会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ会議室等利用申請書（様式第４）を**、備品を利用しようとする者は、あらかじめ図書館備品利用申請書（様式第５）を館長**に提出し、その承認を受けなければならない。	（**会議室等**の利用） 第16条　団体で館長が適当と認めるものは、図書館の**会議室等**を利用することができる。 ２　会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ会議室等利用申請書（様式第４）を**館長**に提出し、その承認を受けなければならない。

様式第２を次のように改める。

様式第２（第10条関係）

利用登録申請書（新規・再交付・変更）

東浦町中央図書館長

（太枠の中をご記入ください。変更の場合は変更後で記入してください。）

<table>
<tr><td>申請年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>（姓）</td><td>（名）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td></td><td rowspan="3">電話</td><td>自宅</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯主名</td><td rowspan="2">（姓）</td><td rowspan="2">（名）</td><td>携帯</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　　所</td><td colspan="5">（〒　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">団地・アパートなどの名前
街区　　棟　　号室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">在学・在勤の方
勤務先
（学校名）</td><td>事業所
・学校名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所
・電話</td><td colspan="4">（　　）　―</td></tr>
<tr><td>再交申請の理由</td><td colspan="5">１ 紛失　　２ 損傷　　３ 汚損　　４ その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前（変更届の場合のみ）</td><td colspan="3">住所・氏名・電話</td><td colspan="2">変更箇所のみ</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>現在のカード番号</td><td colspan="3"></td><td>利用者資格</td><td colspan="2">個人　団ボ　団地</td></tr>
<tr><td>新規のカード番号</td><td colspan="3"></td><td>受付</td><td></td><td>処理</td></tr>
<tr><td>確認書類</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（備考）</td></tr>
</table>

※　様式のサイズはＡ５とする。

様式第４の次に次の１様式を加える。

様式第５（第16条関係）

図書館備品利用申請書

東浦町中央図書館長

（太枠の中のみ記入してください。）

申請年月日	年　　月　　日		
施設住所			
借受人氏名			
利用団体名		責任	（役職名）（氏名）
借受予定日	年　　月　　日（　　曜日）		
返却予定日	年　　月　　日（　　曜日）		
利用物品	１ 紙芝居舞台　２ 大型紙芝居舞台　３ 大型絵本スタンド ４ パネルシアター台　５ その他（　　）		
利用目的			

受　　付		（摘要）
処　　理		

備考　利用目的は、具体的に記入してください。
　　故意又は過失による備品の破損、紛失等は、弁償していただくことがあります。

※　様式のサイズはＡ５とする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の東浦町中央図書館規則の規定に基づいて作成されている申請書は、改正後の東浦町中央図書館規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

提案理由

図書館ボランティア等の団体に対し、紙芝居舞台、大型紙芝居舞台等の図書館の備品の貸出を行うため、提案するものである。

参考：現行規則

東浦町中央図書館規則

（趣旨）

第１条　この規則は、東浦町中央図書館条例（平成２年東浦町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（図書館業務）

第２条　東浦町中央図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第３条に規定する業務（以下「図書館業務」という。）を行う。

（職務）

第３条　条例第３条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

（１）　館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（２）　司書その他の職員は、上司の命を受け、図書館業務に従事する。

（協議会の委員長及び副委員長）

第４条　条例第４条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（休館日）

第６条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

（１）　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合及び７月21日から８月31日までの間を除く。）

（２）　前号の規定にかかわらず、７月及び８月の最終月曜日

（３）　特別資料整理期間（年１回15日以内）

（４）　年末及び年始（12月28日から１月４日まで）

２　館長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。この場合において、館長は、速やかにこの旨を公表するものとする。

（利用時間）

第７条　図書館の利用時間は、午前９時から午後７時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（閲覧の手続）

第８条　図書、逐次刊行物、視聴覚資料等（以下「図書館資料」という。）を館内で閲覧しようとする者は、開架の図書類にあっては自由に選択して閲覧し、閉架の図書類、貴重な図書類又は視聴覚資料にあっては当該資料名等を係員に申し出て同資料を借り受けて閲覧するものとする。

（貸出しの要件）

第９条　図書館資料の貸出しを受けることができるものは、東浦町、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、阿久比町、南知多町、美浜町若しくは武豊町（以下「広域的利用関係市町」という。）内に在住し、在勤し、若しくは在学している者、広域的利用関係市町の区域内の読書会若しくはこれに準ずる団体（以下「団体」という。）又は館長が適当と認めるものとする。

（カードの交付等）

第10条　図書館資料の貸出しを受けようとするものは、図書館カード（様式第１。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、利用登録申請書（新規・再交付・変更）（様式第２）を館長に提出しなければならない。

２　カードの所有者は、前項の申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに利用登録申請書（新規・再交付・変更）にカードを添えて館長に提出するものとする。

３　カードの所有者は、カードを紛失し、若しくは棄損等した場合には、速やかに利用登録申請書（新規・再交付・変更）にカードを添えて（紛失のときを除く。）館長に提出し、カードの再交付を受けるものとする。

４　カードの所有者が前条に規定する貸出しの要件を欠くに至った場合は、速やかにカードを館長に返納しなければならない。

５　カードが、当該カードの交付を受けた本人以外において使用され、損害が生じた場合における責任は、当該本人に帰するものとする。

（貸出し手続）

第11条　カードの所有者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、当該図書館資料にカードを添えて係員に提出して借り受けるものとする。

（貸出冊数等及び貸出期間）

第12条　図書館資料の貸出しは、１人につき図書類15冊まで及び視聴覚資料３点までとする。ただし、団体は、図書類は50冊までとし、視聴覚資料は10点までとする。

２　図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から15日以内とする。ただし、団体は、貸出しの日から30日以内とする。

３　前項の場合において、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌開館日とする。

４　図書館資料の貸出しをする場合において、館長が特に必要があると認めたときは、貸出冊数及び貸出日数を制限し、又は限度を超えて貸出しをすることができる。

５　図書館資料の貸出しを受けたものが、前項の貸出期間を経過しても当該資料の全部又は一部を返却しない場合には、その図書館資料がすべて返却されるまでの間は、その者に対する図書館資料の貸出しを停止する。

（貸出制限）

第13条　次に掲げる図書館資料は、貸出しをすることができない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、特別貸出として貸し出すことができる。

（１）　貴重図書及び参考図書（辞書、事典、年鑑及び郷土資料類）

（２）　新聞、官・公報及び広報類

（３）　雑誌のうち最近号のもの

（４）　その他館長が貸出しを不適当と認めたもの

（資料の複写）
第14条　条例第６条第１項の規定に基づき、図書館資料の複写の申請をしようとする者は、複写申請書（様式第３）を館長に提出しなければならない。
（複写の制限）
第15条　次に掲げるものは、複写することができない。
（１）　著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第１号の許容範囲を超えるもの
（２）　複写が困難なもの又は複写することにより損傷するおそれのあるもの
（３）　前２号のほか、館長が複写を不適当と認めたもの
（会議室等の利用）
第16条　団体で館長が適当と認めるものは、図書館の会議室等を利用することができる。
２　会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ会議室等利用申請書（様式第４）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
（利用者等の義務）
第17条　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
（１）　所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
（２）　館内においては静粛を旨とし、他人に迷惑をかけないこと。
（３）　所定の場所以外で飲食をしないこと。
（４）　前３号のほか、係員の指示に従うこと。
２　入館者は、館長が教育長の承認を得て別に定める禁止・制限事項を守るとともに館長の指示に従わなければならない。
（損害賠償等）
第18条　入館者は、故意又は過失により図書館の施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
２　利用者は、図書館資料を亡失し、若しくは損傷したとき又はカードの不正使用等により損害が生じたときは、同一の図書館資料又は相当の代価をもって弁償しなければならない。
（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）
第19条　条例第７条第１項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第７条、第９条、第12条第４項、第13条ただし書、同条第４号及び第16条第１項の規定の適用については、第７条中「臨時に」とあるのは「教育長の承認を得て臨時に」と、第９条、第12条第４項、第13条ただし書、同条第４号及び第16条第１項中「館長」とあるのは「教育長の承認を得て館長」とする。
（委任）
第20条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附　則

この規則は、平成３年７月１日から施行する。

様式第１（第10条関係）

東浦町
中央図書館
カード

開館時間　午前９時～午後７時

休 館 日　①毎週月曜日（祝日は開館）
※７月21日～８月31日までの最終月曜日以外は開館
②特別資料整理期間（２週間程度）
③年末・年始期間（12月28日～１月４日）

詳しくは、図書館カレンダーをご覧ください。

- このカードは本人のみ利用できます。
- 図書・視聴覚資料を借りるときは、このカードをお持ちください。
- 図書は15冊まで、視聴覚資料は３点まで、15日間借りることができます。
- 住所、電話番号などが変わったときは、変更手続きをしてください。
- 上記の内容は、令和元年９月１日現在です。

〒470-2102 知多郡東浦町大字緒川字平成81番地 ☎(0562)84-2800

様式第２（第10条関係）

利用登録申請書（新規・再交付・変更）

東浦町中央図書館長

（太枠の中をご記入ください。変更の場合は変更後で記入してください。）

<table>
<tr><td>申請年月日</td><td colspan="5">年　月　日</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td>生年月日</td><td>年　月　日生
西暦（　　年）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>（姓）</td><td>（名）</td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">電話</td><td>自宅</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯主名</td><td rowspan="2">（姓）</td><td rowspan="2">（名）</td><td>携帯</td><td></td></tr>
<tr><td>他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所</td><td colspan="5">（〒　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">団地・アパートなどの名前
街区　　棟　　号室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">在学・在勤の方
勤務先
（学校名）</td><td>事業所
・学校名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所
・電話</td><td colspan="4">（　　）　―</td></tr>
<tr><td>再交申請の理由</td><td colspan="5">１　紛失　　２　損傷　　３　汚損　　４　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前（変更届の場合のみ）</td><td colspan="3">住所・氏名・電話</td><td colspan="2">変更箇所のみ</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>現在のカード番号</td><td colspan="3"></td><td>利用者資格</td><td>個人　団ボ　団地</td></tr>
<tr><td>新規のカード番号</td><td colspan="3"></td><td>受付</td><td></td><td>処理</td></tr>
<tr><td>確認書類</td><td colspan="5">１　免許証　２　保険証　３　学生証　４　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">（備考）</td></tr>
</table>

様式のサイズはＡ５とする。

様式第３（第14条関係）

複 写 申 請 書

東浦町中央図書館長

（太枠の中のみ記入してください。）

申請年月日	年　月　日
住　所	
氏　名	

資　料　名	複　写　カ　所
	ページ～　ページ
	ページ～　ページ
	ページ～　ページ
	ページ～　ページ
	ページ～　ページ

複写枚数	枚
資料点数	点
手数料金額	円
受付	
処理	

（摘要）

備考　複写申請ができるのは、著作権法の許容範囲以内のものに限ります。
（下記例示参照）
＊調査研究を目的としたものに限ります。
＊図書館資料の一部分（半分未満）であり、かつ１人につき１部に限ります。

様式第４（第16条関係）

会議室等利用申請書

東浦町中央図書館長

（太枠の中のみ記入してください。）

申請年月日	年　月　日				
住　所					
氏　名					
電話番号	自宅	（　）　―	連絡先	（　）　―	
利用団体名			責任者	（役職名）　（氏名）	
利用年月日	年　月　日（　曜日）				
利用時間	午前　時　分～　午後		午前　時　分　午後		
利用区分	１　大会議室　２　小会議室　３　その他（　）				
利用目的					
利用人員	人	（摘要）			
利用機器					
受　付					
処　理					

備考　利用目的は、具体的に記入してください。

令和５年８・９月　教 育 長 報 告

（行　事　報　告）

【日　付】	【報　告　内　容】
８月 23 日（水）	学校経営会議
８月 24 日（木） ８月 25 日（金）	東海北陸地区町村教育長研究協議会
８月 28 日（月）	教頭会議 事務点検・評価意見聴取会
８月 29 日（火）	一般質問検討会
９月　４日（月）	本会議 全員協議会
９月　５日（火）	於大まつり実行委員会
９月　７日（木）	本会議
９月　８日（金）	本会議
９月　９日（土） ９月 10 日（日）	地域クラブ
９月 12 日（火）	本会議
９月 14 日（木）	学校訪問（西部中学校）
９月 15 日（金）	文教厚生委員会
９月 16 日（土）	絶品朝食 片葩っ子まつり
９月 17 日（日）	ファインマークコンテスト
９月 19 日（火）	校務主任社会議
９月 20 日（水）	行政経営会議 産業まつり推進協議会
９月 22 日（金）	学校訪問（藤江小学校）

９月 23 日（土）	虫供養
９月 25 日（月）	議会最終日
９月 26 日（火）	オールファミリー交通安全大監視 第９回教育委員会定例会

報告

東浦町教育委員会教育長職務代理者の指名について

東浦町教育委員会教育長職務代理者の指名について、次のとおり報告するものとする。

令和５年９月 26 日

東浦町教育委員会教育長　庄　子　　亨

教育長職務代理者　水野　善久

任　　期　令和５年 10 月１日から令和６年９月 30 日まで

指名する理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第２項の規定により、指名するものである。

報告第13号

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附　則 １及び２　略 ３　平成 26 年度から令和元年度まで**、令和４年度及び令和５年度**に交付する補助金の額に関する第５条の規定の適用については、同条第１号中「1,386,000 円」とあるのは、「1,686,000 円」とする。	附　則 １及び２　略 ３　平成 26 年度から令和元年度まで**及び令和４年度**に交付する補助金の額に関する第５条の規定の適用については、同条第１号中「1,386,000 円」とあるのは、「1,686,000 円」とする。

附　則

この要綱は、令和５年９月 12 日から施行する。

参考：現行要綱

東浦町文化協会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東浦町における文化活動の振興、芸術文化団体の育成及び強化並びに地域文化の創造と発展を図り、心豊かな町づくりに資することを目的とする東浦町文化協会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　この補助金の交付対象者は、東浦町文化協会とする。

（交付対象事業）

第３条　補助金の交付対象事業は、東浦町の教育文化の発展、振興、活性化等に寄与すると認められる芸術文化振興事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

（１）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

（２）東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

（３）その他町長が適当でないと認めた事業

（補助金の使途）

第４条　補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

（１）団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

（２）慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、1,386,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に２分の１を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和７年３月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第４条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

令和５年８月 18 日

東浦町教育委員会
教育長　庄子　亨　様

東浦町指定管理者選定委員会
委員長　鈴　木　治　之

東浦町指定管理者選定委員会之印

東浦町中央図書館の指定管理者による管理運営状況の評価について（答申）

令和５年６月９日付け５東生第 1167 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

１　開催日時
令和５年７月 28 日（金）午前９時 00 分から午前 11 時 45 分まで

２　出席者
鈴木治之、菅野純子、斉藤重喜世、小田明美、神谷敏彦

３　令和４年度東浦町中央図書館の管理運営状況の評価
別紙管理運営状況の評価のとおり

４　附帯意見
利用者の満足度も高く、今後の活動に期待しているので、努力を続けていただきたい。

東浦町教育委員会
5.8.18
生学第　号
受付

管理運営状況の評価

評価項目	施設名	東浦町中央図書館
	指定管理者名	株式会社図書館流通センター
Ⅰ　履行の確認		B
Ⅱ　サービスの質の評価		A
総合評価		B

評価の理由

仕様書及び協定書に沿って適切に事業を実施できている。また、アンケート結果からも高い評価が得られている。一方で、ＩＣタグの取り付け等の課題も見られた。

評価基準

A（優良）　協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
B（良好）　協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
C（課題を含む）　協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある。
D（要改善）　協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な内容である。

名 義 後 援 申 請 一 覧 表

令和5年6月から令和5年8月までの申請分

	件　　名	申請者	担当課	申請日	承認/不承認	実施日	実施報告
1	もしとき無人島サバイバル	公益社団法人 半田青年会議所	学校教育課	R5.6.19	承認	R5.8.19～ R5.8.20	
2	令和5年度「法の日」記念事業	愛知県弁護士会 半田支部	学校教育課	R5.6.27	承認	R5.10.7	
3	子供と家族の未来を考えるマネー講座	子供と家族の未来 を考える会	学校教育課	R5.7.10	承認	R5.9.23, 26,28	
4	はたらくってなーに？おみせやさんごっこ	キッズマネースクール あいちにこにこSL校	学校教育課	R5.8.31	承認	R5.9.16	
5	東浦吹奏楽団ファミリーコンサート	東浦吹奏楽団 代表　新美　佳三	生涯学習課	R5.6.1	承認	R5.9.10	
6	知識0でも大丈夫　大人のための「お金の小学校」	お金の小学校　名古屋みどり支店 代表　橘谷　信治	生涯学習課	R5.5.30	不承認	R5.9.18 R5.10.9 ,21 R5.11.3, 23	
7	東浦町子育てネットワーカー子育て講演会「田尻由貴子さん講演会」	東浦町子育てネットワーカー 代表　友永　涼子	生涯学習課	R5.6.13	承認	R5.11.25	
8	いきいきファミリーフェスタ2023	東浦町更生保護女性会 代表　石川　澄恵	生涯学習課	R5.6.21	承認	R5.8.27	
9	第51回人権を理解する作品コンクール	名古屋法務局人権擁護部及び愛知県人権擁護委員連合会	生涯学習課	R5.7.5	承認	R5.10.16 ～R6.2.13	
10	バリアフリーコラボレーション2024	バリアフリーコラボレーション実行委員会	生涯学習課	R5.7.10	承認	R6.2.18	
11	第55回泉書道会展	泉書道会 （東浦町文化協会）	生涯学習課	R5.7.19	承認	R5.12.21 ～12.24	
12	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	一般財団法人日本リーダー育成推進協会 代表理事　小林　圭一郎	生涯学習課	R5.8.4	承認	R6.1.24～ 1.25 R6.1.28	
13	東浦フィルハーモニー管弦楽団クリスマスコンサート	東浦フィルハーモニー管弦楽団 代表　新美　佳三	生涯学習課	R5.8.18	承認	R5.12.24	
14	子どもの才能ののばし方	一般社団法人　日本パーソナルコミュニケーション協会　樋口　理穂	生涯学習課	R5.8.21	承認	R5.9.27 R5.10.6	
15	愛知万博メモリアル　第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会	愛知駅伝実行委員会 実行委員長　榊原　茂	スポーツ課	R5.8.16	承認	R5.12.2	
16	第29回望年干支取ペタンク大会	東浦町ペタンク協会 会長　野村　欣哉	スポーツ課	R5.8.25	承認	R5.12.17	
17	森岡剣道スポーツ少年団１日剣道体験教室	森岡剣道スポーツ少年団 代表者　山下美幸	スポーツ課	R5.8.29	承認	R5.10.28 予備日R5.11.4	

（別掲）実施報告

	件　　名	申請者	担当課	教育委員会報告日	実施日	実施報告	町内参加者人数等
1	2023年度　きらめき東浦　教育を考える初夏のつどい	愛知私学をよくする父母懇談会　東浦ブロック	学校教育課	R5.6.26	R5.6.18	R5.6.28	東浦町民150人
2	子どもの潜在能力を引き出す脳科学	一般財団法人日本リーダー育成推進協会 代表理事　井上顕滋	生涯学習課	R5.3.31	R5.6.14，15，17，18	R5.6.22	全体9776人 東浦町民16人
3	工作と科学のわくわく体験	NPO法人 日本冒険教育協会	生涯学習課	R5.6.26	R5.6.10	R5.6.26	全体38人
4	全知多茶道連盟　東浦茶会	全知多茶道連盟 代表　小栗　宏次	生涯学習課	R5.6.26	R5.5.14	R5.6.15	全体 約250人 東浦町民 約70人
5	愛町Jrマーチングバンドファミリーコンサート2023	愛町Jrマーチングバンド 代表　関根　清和	生涯学習課	R5.3.31	R5.5.28	R5.6.26	全体 1157人
6	2023第30回国際ピアノコンクールin知多	株式会社マツイシ楽器店 代表　松石　奉之	生涯学習課	R5.3.31	R5.5.27、28、R5.7.8	R5.7.29	全体76人
7	第6回わんぱく相撲知多半島場所	公益財団法人 半田青年会議所 代表者　加藤大典	スポーツ課	R5.6.26	R5.5.21	R5.8.29	5人

令和5年度　学校教育課報告　　令和5年9月

児童生徒数（9月1日現在）　　（人）

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	39	5	35	2	22	4	25	4	26	1	23	21	170
	女	0	27	2	33	3	32	2	27	1	33	1	33	9	185
	計	5	66	7	68	5	54	6	52	5	59	2	56	30	355
生路小学校	男	0	29	2	25	0	27	2	26	1	30	1	20	6	157
	女	0	24	1	31	1	37	0	25	1	22	1	28	4	167
	計	0	53	3	56	1	64	2	51	2	52	2	48	10	324
片葩小学校	男	0	18	2	27	2	37	0	35	1	34	0	45	5	196
	女	0	27	0	26	0	35	2	32	0	31	1	31	3	182
	計	0	45	2	53	2	72	2	67	1	65	1	76	8	378
石浜西小学校	男	3	33	3	38	2	45	1	45	1	45	3	39	13	245
	女	1	35	1	31	1	37	0	31	0	45	2	34	5	213
	計	4	68	4	69	3	82	1	76	1	90	5	73	18	458
緒川小学校	男	0	54	2	42	2	39	0	24	3	53	3	53	10	265
	女	0	35	1	46	1	51	0	39	2	56	0	32	4	259
	計	0	89	3	88	3	90	0	63	5	109	3	85	14	524
卯ノ里小学校	男	3	29	2	21	2	32	3	24	2	23	2	16	14	145
	女	1	26	2	28	1	15	0	28	0	17	0	26	4	140
	計	4	55	4	49	3	47	3	52	2	40	2	42	18	285
森岡小学校	男	0	31	3	34	1	38	2	39	4	48	1	36	11	226
	女	0	42	1	37	2	47	1	23	0	30	1	40	5	219
	計	0	73	4	71	3	85	3	62	4	78	2	76	16	445
小学校計	男	11	233	19	222	11	240	12	218	16	259	11	232	80	1,404
	女	2	216	8	232	9	254	5	205	4	234	6	224	34	1,365
	計	13	449	27	454	20	494	17	423	20	493	17	456	114	2,769
東浦中学校	男	1	128	8	133	4	132							13	393
	女	3	130	4	150	2	119							9	399
	計	4	258	12	283	6	251							22	792
北部中学校	男	4	69	1	83	3	69							8	221
	女	1	91	1	76	1	81							3	248
	計	5	160	2	159	4	150							11	469
西部中学校	男	2	31	0	28	1	27							3	86
	女	0	22	1	30	1	26							2	78
	計	2	53	1	58	2	53							5	164
中学校計	男	7	228	9	244	8	228							24	700
	女	4	243	6	256	4	226							14	725
	計	11	471	15	500	12	454							38	1,425

（特別支援は内数です）

要保護・準要保護児童生徒数

（人）

学校名	８月		７月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤江小学校	0	21	0	21
生路小学校	0	19	0	19
片葩小学校	0	21	0	21
石浜西小学校	1	101	1	102
緒川小学校	0	36	0	36
卯ノ里小学校	0	29	0	29
森岡小学校	0	31	0	29
小学校計	1	258	1	257
東浦中学校	0	80	0	80
北部中学校	0	42	0	43
西部中学校	0	16	0	16
中学校計	0	138	0	139
総計	1	396	1	396

長期欠席者数

（人）

学校名	８月	７月
藤江小学校	0	3
生路小学校	0	2
片葩小学校	0	2
石浜西小学校	0	7
緒川小学校	0	2
卯ノ里小学校	0	0
森岡小学校	0	0
小学校計	0	16
東浦中学校	0	25
北部中学校	0	15
西部中学校	0	2
中学校計	0	42
総計	0	58

いじめ認知件数

（件）

学校名	８月	７月
藤江小学校	0	2
生路小学校	0	1
片葩小学校	0	0
石浜西小学校	0	0
緒川小学校	0	2
卯ノ里小学校	0	0
森岡小学校	0	0
小学校計	0	5
東浦中学校	0	0
北部中学校	0	1
西部中学校	0	0
中学校計	0	1
総計	0	6

その他

・特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】
・学用品費
・新入学学用品費（新小中１年）
・給食費
・林間学校費（小５、中２）
・修学旅行費（小６、中３）
・卒業アルバム代等
※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給
【長期欠席者数】
　休業日を除いて引き続き７日間出席していない児童生徒の数（入院、一時帰国、不登校等）
【いじめ認知件数】
　当月１日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数
　「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定（令和5年10月）

	曜日	行事名等	備考
1	日		
2	月	学校訪問（卯ノ里小）	
3	火		
4	水		知教協（14:00～）
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	スポーツの日	
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		5町教育長会
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		教育委員会定例会（13:15～）
18	水	修学旅行（石西小）	
19	木	修学旅行（石西小）	
20	金	学校訪問（片葩小）	
21	土		
22	日		
23	月	修学旅行（緒川小）	
24	火	修学旅行（緒川小）	
25	水	修学旅行（片葩小）	
26	木	修学旅行（片葩小）	
27	金		町現職教育研究会
28	土		
29	日		
30	月		
31	火	修学旅行（生路小）	

令和5年

学校給食10月分予定献立表（案）

東浦町学校給食センター

21回 日	曜	献立名		備考
2	月	ご飯 牛　乳	けんちんしのだの甘みそかけ れんこんのきんぴら 具だくさん汁	
3	火	麦ご飯 牛　乳	米粉ハヤシライス あじフリッター パインアップルのシロップ煮	
4	水	ご飯 牛　乳	いわしの八丁みそ煮 豚肉と大根の煮物 青菜の大豆あえ　　一口洋なしゼリー	
5	木	ご飯 牛　乳	豚汁 千草あえ 大学芋	
6	金	ロールパン 牛乳	ウインナーのケチャップソースかけ ポトフ フルーツポンチ	
10	火	ご飯 牛　乳	子持ちししゃもフライのレモンソースかけ 関東煮 ツナとにんじんのサラダ	目の愛護デー
11	水	小型ロールパン 牛乳	台湾風おから焼きそば 厚焼き卵 バンサンスー	リボーングルメ
12	木	ご飯 牛　乳	さばの塩焼き 肉じゃが チンゲン菜のゆかりあえ	
13	金	ソフトめん 牛乳	肉みそソースかけ 鶏肉の照り焼き さつまいものごまあえ	
16	月	麦ご飯 牛　乳	ビビンバ（肉・卵） ビビンバ（野菜） ビーフンスープ　　ヨーグルト	
17	火	ご飯 牛　乳	春巻 野菜炒め 生揚げの中華煮	
18	水	麦ご飯 牛　乳	米粉カレーライス オムレツのきのこソースかけ みかん	食育の日
19	木	ご飯 牛　乳	コロッケ 切干し大根の炒め煮 しらす入りつみれ団子のみそ汁	
20	金	ミルクロールパン 牛　乳	米粉チキンカツ ニョッキのトマト煮 コールスローサラダ	
23	月	ご飯 牛乳	鶏団子の酢豚風 ひじき入り焼きビーフン 黄桃のシロップ煮	
24	火	ご飯 牛乳	揚げさんまの香味だれかけ じゃがいものそぼろ煮 野菜とわかめのあえもの	
25	水	ご飯 牛乳	豚すき焼き風煮 さばの銀紙焼き 卵の花サラダ	
26	木	ご飯 牛乳	照り焼きハンバーグ ひじきと大豆の炒め煮 さつまいも汁	
27	金	中華めん 牛乳	野菜たっぷりラーメン 大根とツナのサラダ ミニきなこ揚げパン	
30	月	ご飯 牛乳	さけのマヨ風焼き みそおでん りんご	
31	火	ご飯 牛乳	かぼちゃコロッケ 豆まめサラダ 玉ねぎとじゃがいものスープ	

食べ物カレンダー　　さつまいも

令和５年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

９月 事業報告

１　文化センター、地区コミュニティセンター事業

・文化センター　法務局による自筆証書遺言書保管制度を学ぼう
フラワーインテリア作り講座、子どものための吹奏楽教室
プログラミング講座、美味しい英会話、はじめてのアロマ教室
ノルディックウォーキング、童謡・唱歌を歌いましょう

・地区コミセン　レザークラフト教室（森岡)、初心者ヨガ教室（石浜）
背筋を伸ばしてヨガ教室（生路）

２　図書館事業

・９日（土）MLA 連携講座「水野氏と信長・家康」
・23 日（土）紙芝居講座

３　郷土資料館事業

・８、22、29 日（金）歴史講座　どうする家康～振り返りと今後の展開を予想～
・～24 日（日）まで　ミニ企画展「水野氏と久松氏」

10 月 事業計画

１　文化センター、地区コミュニティセンター事業

・15 日（日）ミュージックフェスティバルプレイベント（イオン）
・文化センター　プログラミング講座、美味しい英会話、はじめてのアロマ教室
ノルディックウォーキング、童謡・唱歌を歌いましょう
フラダンスを楽しもう、自他を生かすコミュニケーション講座

・地区コミセン　初心者バレトン教室（卯ノ里)、初心者ヨガ教室（石浜）
秋のミニ額づくり教室（森岡）

２　図書館事業

・14 日（土）よむらびコンサート～フルートカルテット～
・21 日（土）ハッピーハロウィン！仮装おはなし会
・28 日（土）作家 越尾圭さんからの挑戦状「犯人はだれだ！？」

３　郷土資料館事業

・干支・ランプシェード作り教室、四季の陶芸教室
・21 日（土）～12/3 日（日）　秋の企画展「伝統の美ー受け継がれた屋形展」

令和５年度スポーツ課事業報告・事業計画

９月事業報告

１　スポーツ推進委員会

２日（土）愛知県スポーツ推進委員研修会（日進市）

５日（火）第６回定例会

２　知多北地区スポーツ連絡協議会

10日（日）知多北地区スポーツ連絡協議会第12回ミニテニス大会（知多市）

３　第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

９日（土）第２回代表候補選手選考会（あいち健康の森公園）

17日（日）第３回代表候補選手選考会（あいち健康の森公園）

25日（月）第３回実行委員会（はなのき会館研修室）

４　スポーツ協会

14日（木）役員会（はなのき会館研修室）

５　スポーツ少年団

16日（土）令和５年度愛知県スポーツ少年団サッカー交流大会
知多地区大会（みどり浜緑地）

６　ひがしうら地域クラブ

２日（土）第２回指導者講習会（はなのき会館研修室）

９日（土）～地域クラブ開始（バスケットボール、剣道、柔道、サッカー、ハンドボール）

10月事業計画

１　スポーツ教室

２日（月）子ども体操年少教室はじめ７教室

２　スポーツ推進委員会

３日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館研修室）

28日（土）第２回モルック交流会

３　生涯スポーツ振興

28日（土）スポーツイベント〔運動能力テスト〕（メディアス体育館ひがしうら）